

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（傍聴の取扱い）

第19条 委員会は、これを公開する。

- 2 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等委員会を妨害するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 3 傍聴席が騒がしいときは、委員長は、すべての傍聴人を退場させることができる。
- 4 前2項に定めるものを除くほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提案理由

委員会を公開とするため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第19条 委員会は、<u>これを公開する。</u></p> <p>2 <u>傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等委員会を妨害するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</u></p> <p>3 <u>傍聴席が騒がしいときは、委員長は、すべての傍聴人を退場させることができる。</u></p> <p>4 <u>前2項に定めるものを除くほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p>